

平成23年5月23日

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多 殿

内閣官房沖縄連絡室長
（内閣官房副長官）
瀧野 欣彌

「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」
について（回答）

貴協議会におかれましては、常日頃から、国の行政の円滑な実施や防衛施設の安定的な運用の確保に関し、多大なる御尽力を賜り、深甚より感謝申し上げます。

さて、先般、仲井眞会長（沖縄県知事）から菅内閣総理大臣に、標記の要請文書をいただきましたところ、今般、別添のとおり、関係府省の取組等について取りまとめましたので回答いたします。

政府としては、沖縄の一層の負担軽減に、全力を挙げて取り組む所存であります。今後とも引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

添付書類：別紙

1 日米共同発表について

(1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

ア 日米共同発表を見直し、同飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むこと。

- 1 沖縄県内に米軍施設・区域が集中しており、沖縄県民にとって大きな負担となっていることは認識しています。
- 2 特に、普天間飛行場は、住宅や学校等が密接している中に存在しており、一刻も早く移設させることが必要であると考えています。
- 3 一方、我が国を取り巻く安全保障環境は依然として不透明・不確実であり、こうした中で、海兵隊を含む在日米軍の抑止力は、安全保障上の観点から極めて重要と認識しています。
- 4 これらの点を踏まえながら、沖縄の地理的優位性や米海兵隊の特性、同飛行場の危険性を一刻も早く除去する必要性などを総合的に勘案した結果、同飛行場については沖縄県内に移設せざるを得ないとの結論に至りました。
- 5 このような経緯については、かねてより沖縄県知事から説明して欲しいとの要望があったことを踏まえ、今般在日米軍・海兵隊の意義及び役割についてのパンフレットを作成し、沖縄県を始め、関係市町村等に説明を行っているところです。
- 6 いずれにせよ、普天間飛行場の移設問題については、昨年5月の「2+2」共同発表を踏まえ、沖縄に集中した基地負担の軽減を図るべく全力を挙げて取り組んでまいります。

1 日米共同発表について

(1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

イ 返還するまでの間で、普天間飛行場の危険性の除去及び騒音の軽減について、早急な対策を講じること。

1 普天間飛行場は、住宅や学校等が密集している中に存在しており、一刻も早く移設させることが必要であると認識しています。

2 同飛行場の危険性の除去については、平成19年8月、日米合同委員会で承認した「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策の検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）を公表し、防衛省は、同飛行場の安全性の向上に資するため、危険性の除去のための諸施策（①飛行経路に係る安全の向上、②クリアー・ゾーンの拡充、③航空保安施設の機能向上、④レーダーを使用したシステムの導入）を実施し、平成21年5月までに全て完了しました。また、同飛行場の近傍に設置された鉄塔についても、同飛行場の安全確保のために所有者と調整の上、昨年2月に撤去しました。

3 政府としては、同飛行場の移設・返還までの間、今後とも引き続きその危険性の除去に向け、できる限りの措置を講じていく考えであり、その一環として、同飛行場周辺において、昨年1月から継続的な回転翼機（ヘリコプター）の飛行状況調査を実施しています。現在、昨年1月から本年3月までの間のデータの解析・整理等を実施しているところであり、当該解析・整理等を了した段階で同飛行場の運用状況を評価の上、公表してまいりたいと考えています。

4 他方、同飛行場における飛行訓練の実施等は、米軍パイロットの練度維持等のため、必要

不可欠なものと認識しているものの、周辺住民の方々にとり航空機騒音は深刻な問題であり、同飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題の一つと認識しています。

5 このような認識の下、同飛行場における航空機騒音に関し、平成8年3月、日米合同委員会において、午後10時から午前6時までの間の飛行及び地上での活動は米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限されることや、夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は、飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限されることなどを内容とした航空機騒音規制措置が合意されています。

この航空機騒音規制措置については、昨年12月及び本年1月に、前原外務大臣（当時）からロブリング四軍調整官（当時）やルース駐日大使に対し、その主な項目を一つ一つ読み上げて遵守を申し入れるなど、様々な機会に米側に対し申入れを行ってきたところです。

6 また、同飛行場の米海兵隊ヘリ部隊と陸上部隊が連携して行う訓練の移転については、沖縄の負担を我が国全体で受けとめるという基本的な考えの下、どのような形で実施できるか日米間で検討しているところです。今後、日米間で協議や検討を進め、一定の方向性が得られた段階で、その内容を関係する地方公共団体の皆様に十分に説明し、適切に対応していく考えです。

7 いずれにせよ、政府としては、米軍が我が国の公共の安全や周辺住民の方々にも与える影響に妥当な考慮を払って活動すべきことは当然であると認識しており、今後とも引き続き米側に対し、既述した報告書に基づく飛行経路に係る安全の向上のための措置や航空機騒音規制措置を厳格に遵守し、可能な限り周辺住民の方々への影響が最小限となるよう働きかけてまいります。

1 日米共同発表について

(1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

ウ MV-22オスプレイについて、沖縄への配備の有無を含め、県民に十分な説明を行うこと。

1 政府としては、米海兵隊が公表している「Marine Aviation Plan」において、現在普天間飛行場に配備されているCH-46の部隊が2013米国会計年度第1四半期からMV-22オスプレイの部隊に代替されるとの計画が記述されていることは承知しており、将来において沖縄にMV-22オスプレイが配備される可能性があることは認識していますが、現時点では、米国政府から日本政府に対し、MV-22オスプレイを沖縄に配備するという正式な通報は行われておらず、MV-22オスプレイの沖縄への配備が確定しているわけではないと承知しています。

2 今回の御要望も踏まえ、MV-22オスプレイの安全性等に関する情報も含め、できる限りの情報提供に努めていく考えです。

1 日米共同発表について

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

ア 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、パッケージ論にとられることなく、実現可能なものから、一つ一つ確実に実行すること。

1 平成18年5月のロードマップにおいては、普天間飛行場の代替施設への移転、同飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の土地の返還が可能となるとされており、昨年5月の「2+2」共同発表においても、この関係は確認されています。

2 他方で、那覇港湾施設の移設・返還については、追加的集積場を含む代替施設の位置・形状等に係る日米合同委員会における合意の範囲内で進めていくことは可能であると考えているため、これまで当該施設の移設先地における調査を実施してきたところです。また、那覇港湾施設の代替施設の位置・形状等に係る日米合意については、昨年3月に那覇港湾計画が変更されたことを受け、本年4月15日、日米合同委員会において修正合意を了したところであり、今後、環境影響評価の方法書作成等の手続きを進めるとともに、米側や地元の皆様とも話し合っていく、当該移設・返還の早期実現に向け、引き続き努力してまいります。

3 在沖縄海兵隊のグアム移転については、「グアム協定」に基づき平成21年度から「真水」事業に係る米国政府への資金移転を実施しているほか、グアムにおけるインフラ整備のために国際協力銀行（JBIC）が米側に行う融資の原資として JBIC に対する出資金を

平成23年度予算に初めて計上しました。

- 4 いずれにせよ、政府としては、沖縄の負担軽減策のうち可能なものについて、一つ一つ着実に進展させていくべきものと認識しており、今後とも、沖縄政策協議会などの場において沖縄の皆様方の御意見等を拝聴しながら、その実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

1 日米共同発表について

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

- イ SACO関連事業等で協議が中断している事例について、早急に協議を再開すること。
また、公共事業の推進に伴う施設・区域の一部返還等について協議を進めること。

1 キャンプ・ハンセンの一部土地を返還した上での金武地区一般廃棄物最終処分場建設については、これまで、防衛施設周辺環境整備法第8条の規定に基づく民生安定施設の助成事業として、同処分場の建設に係る実施設計（造成）を実施したところです。

当該一部土地の返還について、現地米軍から、平成21年12月、嘉手納以南の施設・区域の返還に関する日米合同委員会合意及び沖縄に残る施設・区域の統合がなされない限り、当該一部土地の返還に関する協議は時期尚早であり、要請に応じることはできない旨伝達されたところですが、政府としては、同処分場の建設に係る問題は、地域住民のみならず、米軍人等の生活に関わる問題であるものと認識しており、協議の俎上に載るよう引き続き米側に働きかけてまいります。

2 また、北谷町の白比川改修工事については、平成19年3月、沖縄県から同工事の実施に伴うキャンプ瑞慶覧の一部土地の返還を要請され、これを受け、防衛省、米側及び沖縄県との間で鋭意協議を重ねてきたところです。その結果、当該一部土地の返還に伴い移設が必要となる建物について、沖縄県の負担によりキャンプ・ハンセンへ移設することが条件として提案されました。

爾後、沖縄県において検討したところ、所要の予算が確保できないため、当該条件の履行が困難であるとの意向が示され、白比川の上流においては、飽くまで暫定措置として、遊水池の整備が進められているものと承知していますが、政府としては、白比川の

洪水被害を防止するためにも早期に改修工事が可能となるよう、米側及び沖縄県との間で協議を進めてまいりたいと考えています。

1 日米共同発表について

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

ウ 米軍の活動の沖縄県外への移転拡充について、具体的かつ実効性のある訓練移転を実施すること。

1 政府としては、昨年5月の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて米側と協議を行った結果、本年1月20日、航空機訓練の移転先として新たにグアムを追加することを日米合同委員会で合意しました。また、この財政的手当てを可能とする在日米軍駐留経費負担特別協定について、4月1日に発効したところです。

2 これまで嘉手納飛行場から本土の6箇所の自衛隊施設に戦闘機が訓練移転しており、延べ11回実施されたところですが、本年1月のグアムへの訓練移転の合意は、これまでの最大12機、最長14日間の訓練移転と比べ、

- ① 1回当たりの米国戦闘機の数は、最大20機程度に増やすこと、
- ② 支援する航空機の機種は、空中給油機、輸送機、AWACSなども新たに追加、
- ③ 1回当たりの飛行訓練日数は、展開・撤収を除き、最大20日間程度に拡大することなどにより拡充した内容となっています。

3 今回の合意は、嘉手納飛行場からグアムへの訓練移転に加え、三沢及び岩国飛行場の航空機が、嘉手納飛行場に飛来し実施している空対地訓練も含めて対象としており、嘉手納飛行場への他基地所属機（以下「外来機」という。）の飛来減少に繋がるものと考えています。これらの様々な対応は、回を重ねることにより、同飛行場周辺の騒音軽減に

道を開くものであると考えています。今後は、米軍の運用状況を踏まえつつ、訓練計画などの詳細について日米間の調整を加速し、平成23年度中には、グアムへの訓練移転を実現させ、沖縄の皆様方に負担軽減を実感していただけるよう努力していきます。

1 日米共同発表について

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

エ 駐留軍従業員の雇用の確保について、きめ細かな対応を行うこと。

1 在日米軍の下で働く駐留軍等労働者については、適切な労働条件の下で就労できるよう日本政府として関与していくことが重要であると考えており、また、雇用面において不安なく勤務できる状態を維持することについても、雇用主である日本政府として重要な課題であるものと認識しています。

2 米軍再編に伴う駐留軍等労働者の雇用については、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（平成19年法律第67号。以下「米軍再編特措法」という。）第25条において、雇用の継続に資するよう、技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものと規定されており、具体的には、米軍再編の実施に伴う施設・区域の返還が行われる場合には、他の施設・区域への配置転換等により雇用の継続を図るとともに、従来の職種と異なる職種に配置される場合には、米軍再編特措法に基づき、技能教育訓練等を実施することとしています。さらに、やむを得ず離職を余儀なくされる場合には、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）に基づき、関係省と連携しながら、特別給付金の支給など各種援護措置を講じてまいります。

3 政府としては、現時点において、米軍再編の実施に伴う駐留軍等労働者の雇用に与える影響について、予断をもって申し上げることは困難ですが、駐留軍等労働者が雇用面において不安なくその職務に従事できるよう、万全を期してまいります。

1 日米共同発表について

(3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について
ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

- 1 鳥島及び久米島射爆撃場並びにホテル・ホテル訓練区域の返還等については、平成20年11月以降、これまで数次にわたり、仲井眞沖縄県知事等から要請がありました。
- 2 日米両政府は、こうした強い要望を踏まえ、昨年5月の「2+2」共同発表において、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除を決定し、その他の措置についての協議を継続することを決意したところです。
- 3 政府としては、現在、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除について、当該一部解除の期間・条件等につき、米側と鋭意協議を重ねているところであり、漁業関係者の方々の利便性の向上のためにも、一日も早い解除に向け、努力してまいります。
- 4 また、鳥島及び久米島射爆撃場の返還については、沖縄県知事等からの要請を重く受け止めているところ、地元負担軽減の観点から何が可能か、引き続き米側と調整してまいります。

2 駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律の制定について

- ア 「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え」を踏まえ、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律を制定すること。
- イ 新たな法律の制定にあたっては、自衛隊施設用地も対象とすること。

1 米軍施設が返還された後の跡地利用は、沖縄振興にとって重要な課題です。

2 沖縄県及び跡地関係市町村においては、跡地の利用により地域の振興を図るため、それぞれの跡地に係る利用計画の策定等に向け取り組んでいます。政府としては、沖縄県及び関係市町村との密接な連携のもと、沖縄振興特別措置法（沖振法）及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（返還特措法）に基づく支援等を行っています。

3 具体的な政府の支援としては、

- ・ 沖振法に基づき、その開発整備が沖縄の振興に資する「特定振興駐留軍用地跡地」として、平成15年10月にキャンプ桑江北側地区等を、平成21年4月に読谷補助飛行場、楚辺通信所及び瀬名波通信施設を、それぞれ指定し、跡地利用の取組を支援するとともに、跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う所有者等の負担の軽減のための、特定跡地給付金の支給や、
- ・ 返還特措法に基づき、所有者等の軍用地の返還に伴う収入の激変緩和と生活の安定のための返還給付金の支給を行っているほか、
- ・ 大規模駐留軍用地跡地等利用推進費により跡地利用計画策定のための調査や地権者の合

意形成活動等に対する補助や、

- ・ 跡地利用に関し専門的な知識を有するアドバイザーやプロジェクト・マネージャーを関係市町村からの要望に応じて派遣しています。

4 平成23年度末で期限を迎える沖振法及び返還特措法の今後の在り方については、沖縄政策協議会や沖縄振興審議会における検討を踏まえ、沖縄県等の御意見をよく伺いながら、沖縄の振興に資する跡地利用に向けて、しっかりと検討してまいります。

3 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

ア 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置を図ること。

イ 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。

ウ 平成22年6月に在日米軍沖縄地域調整官が発表した事件等再発防止策の実効性の検証を含め抜本的な対策を講じること。

1 米軍人等による事件・事故については、外務大臣、防衛大臣の沖縄訪問の際、昨年12月21日に前原外務大臣（当時）からロブリング四軍調整官（当時）に対し、本年1月20日に北澤防衛大臣から第18航空団司令官に対し、また5月7日にグラック四軍調整官に対し、それぞれ綱紀肅正を申し入れたところです。また、1月21日に米軍人等による事件・事故を始めとする在日米軍に関する諸問題を議論する外務大臣・駐日大使間の初会合を開催したところです。

2 米側においては、昨年6月、ロブリング四軍調整官（当時）からすべての在沖米軍人に対し、午前0時以降、基地外にあるアルコールの販売及び消費を主な目的としたバーやクラブへの出入りを禁止し、巡回パトロールの範囲を拡大し、懸念のある他の地域も対象とする可能性を検討することを内容とした新たな再発防止策が発表されました。米軍人等による事件・事故の再発防止のためには、継続的な取組が必要であり、本年1月に四軍調整官がグラック中将に交代した後も、米側は、この再発防止策を継続してとっています。上記の外務大臣・駐日大使間の会合においても、外務大臣からこの再発防止策等により事件・事故を防止することは、在日米軍が良き隣人として地域に受け入れられるために非常に重要であるので、米軍全体としてしっかり取り組んでもらいたい旨申し入れたのに対し、ルース駐日大使から、

事件・事故を減少させることは日米両政府の共通の目標であり、引き続き、重要な課題としてできる限りの取組みをする旨発言がありました。日本政府としては、この再発防止策の継続及び徹底を含め、引き続き、真剣かつ着実に綱紀肅正に取り組むよう求めています。

- 3 また、不幸にして、米軍人等による事件・事故が発生した場合には、米軍に対し、原因究明、再発防止及び安全管理の徹底を強く求め、米側から再発防止策等の回答が得られた場合には、速やかに公表するなど、引き続き、沖縄県の皆様の不安を軽減するよう努めてまいります。

4 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

- ア 訓練・演習の具体的な内容についての事前公表や、事故調査結果を速やかに公開すること。
- イ 米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、抜本的かつ実効性のある措置を継続的に実施すること。

- 1 米軍の演習等に伴う事件・事故は、沖縄県民の安全に関わる深刻な問題であると受け止めており、不幸にして事件・事故が発生した場合には、米軍に対し捜査への全面協力や再発防止に係る申入れを行うなどの対応をとっています。
- 2 政府としては、米軍が演習等を通じ、部隊の即応態勢を維持することは、日米安全保障条約の目的達成のために必要不可欠なものと認識していますが、当該演習等の詳細については、米側として運用上の理由から公にできないとの立場であるものと承知しています。
- 3 他方、米側は、当該演習等に関する情報について、ニュース・リリース等により、その概要を公表しているところ、地元の要望を踏まえ、更なる情報の提供及び開示について米側に働きかけてまいりたいと考えています。
- 4 また、米軍が演習等を行うに当たって、公共の安全に妥当な考慮を払うことは当然であるものと認識しており、今後とも引き続き、周辺住民の生活環境に与える影響が最小限のものとなるよう、米側に対し求めていくとともに、周辺住民から苦情等があった場合には、米軍に対し、事実関係の照会や改善の申入れを行ってまいります。
- 5 さらに、昨年5月の「2+2」共同発表にあるとおり、両国政府は、米軍のプレゼンスに関

連する諸問題について、沖縄の自治体との意思疎通を強化する意図を確認したところであり、米軍の演習等に伴う事件・事故の防止や安全管理の徹底についても、かかる意思疎通の場などを通じて、所要の申入れを行ってまいりたいと考えています。

4 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

ウ 政府における連絡体制及び連携体制の見直しを図り、5. 15メモの周知を徹底するとともに、速やかな情報提供を行い、訓練区域外に影響を及ぼさないこと。

- 1 本年1月の米軍による沖縄周辺等の海域における爆撃訓練については、実際には、あらかじめ指定された訓練区域以外の海域では行われなかったものと承知しています。
- 2 しかしながら、当初の米国政府からの通報では、爆撃訓練を行う予定の海域に、訓練区域外の我が国の排他的経済水域（EEZ）等も含まれていたため、漁業関係者等に不安を与え、混乱を招いたものと認識しています。かかる不適切な通報がなされたのは、米国政府部内における訓練実施部隊と在日米軍等との事前の調整がなされなかったためであると承知しています。
- 3 政府としては、特に沖縄近海においては、既に米軍に広大な訓練区域を認めていることから、射爆撃訓練等の訓練は基本的には訓練区域内で行われるべきものと考えています。訓練区域外の我が国EEZにおいて訓練を行うことが必要な場合にも、漁船の操業に係るものを含む我が国の国際法上の権利及び義務に妥当な考慮を払わなければならないことは言うまでもありません。
- 4 今後このような不適切な通報がなされることのないよう、善後策について米側と話していく考えです。
- 5 なお、1月25日に開催された沖縄政策協議会米軍基地負担軽減部会において、前原外務大臣（当時）から沖縄県知事等に対し、本件爆撃訓練の経緯等を説明したところです。

5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

ア 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。

- 1 平成18年5月のロードマップに基づく嘉手納飛行場所属F-15の訓練移転は、同飛行場における訓練活動に伴う航空機騒音等の地元負担を早期に軽減するとともに、日米間の相互運用性の向上を図るために実施しています。
- 2 また、同飛行場における外来機の飛来については、日米安保条約の目的達成のために必要なものとして、各種航空機部隊の運用等のために行われているものと認識していますが、同飛行場周辺の住民等から、訓練移転期間中に外来機が飛来し訓練を行っており、負担軽減が実現されていないとの御指摘があることは重く受け止めています。
- 3 政府としては、このような御指摘に対し、訓練移転期間中に外来機による訓練を極力実施しないよう、米側に対し、累次にわたり要請等を実施しており、最近では米側も、訓練移転中の外来機の訓練については極力配慮したい旨述べようになっています。
- 4 昨年11月の同飛行場から千歳基地への訓練移転期間中における外来機の離着陸等の状況について、目視により確認したところ、1日当たりの離着陸等回数は約18回で、その主な機種は輸送機等であり、戦闘機の飛来は確認されなかったことから、米側による一定の配慮がなされたものと認識しています。
- 5 現在、防衛省において、同飛行場の滑走路両端2箇所及びその周辺12箇所の計14箇所に航空機騒音自動測定装置を設置し、騒音状況の把握を行っているところです。昨年11月の同

飛行場から千歳基地への訓練移転期間中における当該滑走路両端 2 箇所での 1 日当たりの騒音発生回数の平均値は、約 159 回であり、訓練移転開始前の平成 18 年度における当該平均値約 175 回と比べ減少しています。(平成 19 年度、平成 20 年度及び平成 21 年度における当該平均値は、それぞれ約 162 回、約 156 回及び約 159 回)

6 一方、訓練移転に伴う同飛行場における航空機騒音等の軽減に係る効果の検討のためには、更なる訓練移転の積み重ねによって得られる騒音発生回数や外来機の離着陸状況に係るデータの収集・整理を行い、騒音状況等を分析・評価することが必要であることから、引き続きこれらデータの収集に努めているところです。

7 また、政府においては、昨年 5 月の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて米側と協議を行った結果、本年 1 月 20 日、航空機訓練の移転先として新たにグアムを追加することを日米合同委員会で合意しました。また、この財政的当てを可能とする在日米軍駐留経費負担特別協定について、4 月 1 日に発効したところです。

8 これまで同飛行場から本土の 6 箇所の自衛隊施設に戦闘機が訓練移転しており、延べ 11 回実施されたところですが、今回のグアムへの訓練移転の合意は、これまでの最大 12 機、最長 14 日間の訓練移転と比べ、

- ① 1 回当たりの米国戦闘機の数は、最大 20 機程度に増やすこと、
- ② 支援する航空機の機種は、空中給油機、輸送機、AWACS などにも新たに追加、
- ③ 1 回当たりの飛行訓練日数は、展開・撤収を除き、最大 20 日間程度に拡大することなどにより拡充した内容となっています。

9 今回の合意は、嘉手納飛行場からのグアムへの訓練移転に加え、三沢及び岩国飛行場の航空機が、嘉手納飛行場に飛来し実施している空対地訓練も含めて対象としており、嘉手納飛行場への外来機の飛来減少に繋がるものと考えています。これらの様々な対応は、回を重ねることにより、同飛行場周辺の騒音軽減に道を開くものであると考えています。今後は、米軍の運用状況を踏まえつつ、訓練計画などの詳細について日米間の調整を加速し、平成23年度中には、グアムへの訓練移転を実現させ、沖縄の皆様方に負担軽減を実感していただけるよう努力していきます。

5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

イ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用すること。

嘉手納飛行場と普天間飛行場周辺の騒音軽減は、沖縄の米軍基地の負担軽減の観点から大変重要な課題であると認識しており、昨年12月及び今年1月に、前原外務大臣（当時）からロブリング四軍調整官（当時）やルース駐日大使に対し、平成8年の日米合同委員会合意による嘉手納飛行場と普天間飛行場の騒音規制措置の主な項目を一つ一つ読み上げて遵守を申し入れるなど、様々な機会に米側に対し申入れを行ってきたところで

す。
今後も引き続き、同措置を厳格に遵守し、可能な限り周辺住民の方々への騒音の影響が最小限となるよう働きかけてまいります。

5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

ウ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。

- 1 普天間飛行場においては、同飛行場周辺住民等から、平成19年8月の報告書に記載されている場周経路等が守られていないとの御指摘を踏まえ、航空機航跡観測装置等を購入・設置し、昨年1月から普天間飛行場における継続的なヘリコプターの飛行状況調査を実施しています。現在、昨年1月から本年3月までの間のデータの解析・整理等を実施しているところであり、当該解析・整理等を了した段階で同飛行場の現状を評価の上、公表したいと考えています。

- 2 また、嘉手納飛行場においては、同飛行場周辺住民等から、日頃から外来機が飛来し訓練を実施するため騒音が増加している、あるいは平成18年5月のロードマップに基づく同飛行場所属の航空機の訓練移転期間中に外来機が飛来し訓練を行っているため、騒音が増加し、負担軽減が実現されていないとの御指摘を踏まえ、外来機の飛来状況について、昨年4月から外部委託により目視調査等を実施しています。この目視調査の結果については、一年間の調査を終え本年4月、公表したところですが、引き続き、同調査を継続することによってデータの蓄積を行い、同飛行場における航空機の運用実態の更なる把握に努め、同飛行場から派生する騒音の問題等に関し、周辺住民の方々の負担軽減に資することができるよう活用してまいりたいと考えています。

5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

エ 住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とするなど、騒音対策の強化・拡充を図ること。

1 住宅防音工事の対象区域については、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響をその強度、発生回数、時刻等を考慮して算定した値（WECPNL値）が75以上の区域である第一種区域を対象としています。

現在、嘉手納及び普天間飛行場周辺に設置している航空機騒音自動測定装置の測定結果を踏まえれば、この第一種区域を拡大するような騒音状況にありませんが、今後とも引き続き騒音状況の把握に努め、適切に対応してまいります。

2 また、住宅防音工事については、防衛施設周辺環境整備法第4条の規定に基づき、この第一種区域の指定の際現に所在する住宅を対象に実施しています。

この第一種区域の指定は、同工事の進捗状況を踏まえ、指定基準を段階的に改正（当初WECPNL値85を80、75に改正）しながら区域を拡大してきたこと等から、住宅の建設時期が同一又はそれ以前のものであっても区域によっては同工事の対象とならないという現象（いわゆるドーナツ現象）が生起し、これを解消するための同工事の助成を予算措置により実施しているところです。

3 さらに、嘉手納飛行場については、①米軍基地面積の占める割合が高く、騒音の影響を受けずに住居できる地域が限定されており、②第一種区域内に多数の米軍基地の返還地が所在し、当該返還地の区画整理事業等に多数年を要しているという地域特性等を踏まえ、特に騒音の著しい85WECPNL以上の区域において、平成14年1月17日までに建設された住宅を対象として、いわゆる告示後住宅防音工事の助成を予算措置により実施しているところです。

なお、普天間飛行場については、85WECPNL以上の区域が所在していないことから、当該助成の措置を採っていません。

- 4 いずれにせよ、第一種区域指定後に建設された告示後の住宅防音工事の助成の措置の拡大については、今後の全国における同工事の実施状況等を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えています。

5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

オ 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

- 1 平成14年7月の「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」において、住宅防音工事で設置した空調機器の電気料金の負担を軽減するため、太陽光発電システムの設置助成が提言されたことを踏まえ、同システムの適正な設置規模等を検討するため、住宅防音工事の一環として、平成15年度から平成18年度までに全国で約2,800世帯に設置し、設置後2年間のモニタリング事業を実施しました。
- 2 また、同システムの設置助成については、平成21年度において、同システムの設置に伴う技術的な電圧上昇などの問題点を総合的に評価するための調査を実施したところです。
- 3 平成21年度までの調査の結果、同システムの適正な設置規模等について成果を得たものの、同システムを一定の地域に集中して設置した場合、配電系統に電圧上昇等の悪影響を及ぼすことなどの問題があったことから、引き続き技術開発等の動向を注視するなどの検討が必要な状況です。
- 4 政府としては、今後、技術開発の動向、費用対効果及び環境問題に対する社会情勢の変化等の観点を含め、総合的に検討し、同システムの設置助成の制度化について判断してまいる考えです。

6 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化

ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めること。

イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。

ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、その結果について、迅速に地方自治体等に説明すること。

1 米軍施設・区域に起因する環境問題は、その周辺住民の健康等に関わる重要な問題であり、また、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないものと認識しています。

2 米国政府としては、平成12年9月の「2+2」の「環境原則に関する共同発表」において、環境保護及び安全のための米軍の取組は、日米の環境法令のうち、より厳しい基準を選択するとの基本的考えの下で作成される日本環境管理基準（JEGS）に従って行う旨表明しており、米軍は、同基準に基づき、当該施設・区域及びその周辺地域の環境保全について、適切に対応しているものと承知しています。同基準について、米側は、定期的に見直しを行い、本年1月、2010年版のJEGSが公表されたところであります。また、当該JEGSの日本語版については、貴協議会からの要請等を踏まえ、作成作業を進めているところです。

3 環境関連の事故が発生した際には、今後とも政府より、米軍が執った措置の内容を関係地方公共団体に対し直接説明を行うとともに、米軍に対し、原因の究明及び再発防止

の徹底等について申入れを行う等適切に対応してまいります。

4 また、日米地位協定については、これまでも国会等で累次お答えしているとおり、今後とも日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場移設問題など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応について検討してまいる考えですが、昨年5月の「2+2」共同発表において「環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ、真剣に検討する」ことに合意しました。この合意に基づき、日米両政府は、昨年12月に作業部会を設置し、事務レベルで検討を行っているところ
です。

6 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化

エ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について早急に調査を実施し、適切な措置を講じること。

- 1 防衛省においては、防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定に基づき、自衛隊等の航空機の離着陸等のひん繁な実施等により生ずるテレビジョン放送の受信障害を防止するため、地方公共団体等がテレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用施設について必要な工事を行うときは、その費用について補助する制度があります。
- 2 嘉手納及び普天間飛行場周辺の沖縄市、嘉手納町、北谷町、うるま市及び宜野湾市においては、昨年9月から12月までの間、防衛省が地上デジタル放送の受信障害調査（契約額約3千2百万円）を実施したところ、宜野湾市の一部区域において、地上デジタル放送の受信障害対策が必要であると判定されました。
- 3 このため、当該受信障害の対策事業の予算（約9千8百万円）を確保し、本年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けて、宜野湾市と調整を行い、現在、実施設計を行っているところであり、受信障害の解消に努めてまいります。
- 4 また、沖縄防衛局及び宜野湾市のホームページ等において、受信障害が発生する可能性がある地区や、アンテナの向きによっては受信障害が確認されなかった地区等の情報を掲載し、受信障害対策について、嘉手納及び普天間飛行場周辺の住民の皆様への周知を図っているところです。
- 5 政府としては、今後とも引き続き、米軍機等による具体的な受信障害が確認された場合には、同法第3条第1項の規定に基づき適切に対応してまいります。

7 日米地位協定の抜本的な見直しについて

- 1 日米地位協定については、これまでも国会等で累次お答えしているとおおり、今後とも日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場移設問題など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応について検討していく考えです。
- 2 また、日米地位協定に係る問題と普天間飛行場移設問題とをリンクさせたり、普天間飛行場移設問題が解決しない限り日米地位協定に係る問題について対応しないという考えは有しておらず、まずは、米軍人等による事件・事故の防止や、米軍機による騒音の軽減、在日米軍施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、沖縄を始めとする地元の方々の御要望を踏まえ、最大限の努力を払っていく考えです。
- 3 具体的な取組としては、米軍人等による事件・事故の防止や騒音規制措置の遵守について、昨年12月及び本年1月に、前原外務大臣（当時）からロブリング四軍調整官（当時）やルース駐日大使に対し、詳細な申入れを行いました。
- 4 また、環境については、昨年5月28日の「2+2」の共同発表において「環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ、真剣に検討する」ことに合意しました。この合意に基づき、日米両政府は、昨年12月に作業部会を設置し、事務レベルで検討を行っているところです。